

参考様式第30及び参考様式第33の別添3

市街地復興効果促進事業の概要を示す書類

事業番号	★ D 4 - 3 - 1										
要綱上の事業名称	(19) 被災者へのコミュニティ活動支援事業										
細要素事業名	災害公営住宅整備に係る地域交流施設整備事業										
全体事業費	88,100,000円										
<p>津波により甚大な被害を受けた閑上地区は、町区と言われる「閑上地区」と丘区と言われる「小塚原、牛野、大曲地区」及び「高柳地区」で小・中学校区、公民館の利用など一つのコミュニティを形成してきた。</p> <p>今般、災害公営住宅を既存のコミュニティである高柳地区内（123世帯 350人：平成27年1月末現在）に、戸建て50戸、集合50戸の合計100戸を整備することとしている。</p> <p>高柳地区は、景行天皇28年（西暦98年）に勧請されたと言われる多賀神社を地域のシンボルとする歴史ある地区で、東北一の生産量を誇るカーネーション栽培農家をはじめとする農村集落である。ここに災害公営住宅100戸が建ち、新たな住民がともに生活していくためには、新旧住民の交流機会を折に触れ創出し、融和を図っていく必要があると捉えている。</p> <p>以上の点から、災害公営住宅居住者のみならず既存高柳地区住民も利用可能な地域交流施設としての集会室を整備することで、新旧住民によるコミュニティの形成・促進を図るべく事業費を措置するもの。</p> <p>なお、高柳地区にはこれまで同種の集会施設はなく、新たに整備される災害公営住宅にも集会所は整備しない計画となっている。また、当該集会室においては子ども会の学習会や老人クラブの会合、会員の料理講習会など、活発な地域交流活動を予定している。</p> <p>【事業費】</p> <table> <tr> <td></td> <td>88,100,000円</td> </tr> <tr> <td>① 用地費</td> <td>8,100,000円（1,047㎡）</td> </tr> <tr> <td>② 設計費</td> <td>9,448,000円（造成設計・建築設計）</td> </tr> <tr> <td>③ 建築本體工事費</td> <td>70,127,000円</td> </tr> <tr> <td>④ その他雑費等</td> <td>425,000円</td> </tr> </table> <p>【施設概要】</p> <p>木造平屋建て 156.40㎡ 集会室1（85.31㎡）、多目的室1、和室8畳、トイレ、台所等</p>			88,100,000円	① 用地費	8,100,000円（1,047㎡）	② 設計費	9,448,000円（造成設計・建築設計）	③ 建築本體工事費	70,127,000円	④ その他雑費等	425,000円
	88,100,000円										
① 用地費	8,100,000円（1,047㎡）										
② 設計費	9,448,000円（造成設計・建築設計）										
③ 建築本體工事費	70,127,000円										
④ その他雑費等	425,000円										

※ この様式は、原則として、参考様式第30及び参考様式第33の別添2に記載した細要素事業ごとに作成してください。

※ 「全体事業費」は、細要素事業（当該細要素事業と一体不可分な事業を含む。）について、全体事業期間を通じての全ての事業費を記載して下さい。

※ 細要素事業の概要を示す図面を添付して下さい。